城南島海浜公園「つばさドッグラン」利用規約

令和4年4月1日 改定

「つばさドッグラン」のご利用は年度毎の登録制です。 初めて施設を利用する場合には、事前に『城南島海浜公園』 『大井ふ頭中央海浜公園』『辰巳の森海浜公園』にて利用登録を行って下さい。 公園管理所において、利用規約に同意し、登録した方が利用できます 利用の際は、飼い主が必ず登録証を首から下げて下さい。

また、継続利用される場合は、毎年6月30日までに更新手続きが必要です。 ドッグラン内では、登録証が見えるように首から下げて、ご利用ください。 皆さまが安心してご利用いただくため、利用規約をお守りいただき、 利用マナー向上に努めましょう!

公園管理事務所定休日:水曜日(祝日・都民の日の場合は翌日)、12月29日から1月3日 (但し、3月26日から4月5日と7月21日から8月31日は無休)

【 利 用 時 間 】 午前7時00分 \sim 午後9時00分 (無 休) 【フ リ ー エ リ ア】 すべての犬種が利用できます。

【 小型 犬専用エリア 】 中型犬・大型犬の利用はできません。

- 1. 利用者の方々が仲良く譲り合い、自らの責任において利用してください。 ドッグラン内で生じた愛犬、飼い主の事故・ケガ・その他のトラブルなどは、直接当事者間で解決 してください。公園管理者は責任を負いません
 - (1) 利用者とは、利用登録をした方とその同伴者。
 - (2) ドッグラン内で起きたすべてのトラブルは、犬・人にかかわらず当事者間で解決して下さい。トラブルの際、 登録証やお互いの連絡先などを求められた場合は、拒むことなく応じます。
 - (3) 咬傷事項等は『東京都動物の愛護及び管理に関する条例』に基づき、適切な対応を行ってください。
 - ※飼い主は被害者に対し、直ちに適切な応急処置及び新たな事故発生の防止措置を行ってください。必要により 救急の要請などをしてください。また、公園管理所に報告を行ってください。
 - ※事故発生から24時間以内に保健所か動物愛護相談センターに届け出をしてください。 また、飼い主は事故 発生から48時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。
- 2. ドッグラン内で、犬への餌やり、利用者の飲食や喫煙は行わないでください
 - (1) 犬へのおやつやご褒美も禁止です。
 - (2) 犬への飲み水は、周りの犬に十分注意して、与えてください。
 - (3) 利用者の方の場内での昼寝や、イス・レジャーシート等の持ち込みは禁止です
- 3. 飼い主として責任をもって愛犬の排泄物やゴミはお持ち帰りください
 - (1) 愛犬の糞や嘔吐物は速やかに処理し持ち帰る事とし、園内のゴミ箱に捨てたりトイレに流すことはお止めください。また、愛犬が掘った穴などは必ず埋めてください。排泄をした場所には臭いを残さないためにも水を掛け流してください。
- 4. 犬と飼い主は一緒に入場してください
 - (1) 中学生以下だけでの利用はできません。保護者の同伴が必要です。
 - (2) ドッグランは犬の運動場です。犬との接触・飛びつきなどにより転倒するなどケガの危険があります。また、人が走り回ることは、犬を挑発する行為になり大変危険ですので、絶対に行わないでください。
 - (3) お子様連れの方はお子様から目を離さないでください。
 - (4) 入場の時はドッグラン入口手前及び2重扉内ではリードを放さないで下さい。必ずドックランに入って犬をなれるせてから、リードを放してください。また、退出の時は2重扉手前でリードを付けてから退出してください。

- 5. 飼い主は愛犬をドッグランの雰囲気になじませてから、リードを外すようにしてください。また、 1人の飼い主が放せる犬は1頭とします
 - (1) ドッグランに慣れていない犬や、飼い主の命令を聞けない(呼んでも戻って来ない等)しつけが不十分な犬は、ドッグラン内でリードを外さないで下さい。
- 6. 飼い主は愛犬から目をはなさないように注意し、他の犬や利用者の迷惑とならないようにして下さい (ご家庭での環境とは違うため、愛犬が思わぬ行動をとることがあります)
 - (1) 怖がっている犬を追いかけたり、吠え続けたり、他の犬にマウンティングをした場合は、飼い主は速やかに止め させてください。リードを付けるなどして、愛犬を落ち着かせるようにしてください。
 - (2) 飼い主はドックラン内では、愛犬から目を離さないようにしてください。同伴者や他の利用者と話し込んだり、スマホ見るなどして、愛犬から目を離す行為はおやめください。
 - (3) 土を掘るなど施設内の現状を変える行為は禁止です。愛犬が行っているときは直ちにやめさせてください。
 - (4) 用足しなどドッグランから一時的に外に出られる際は、犬やお子様を残したまま出ることはお止めください。
- 7. 競技(アジリティ・フリスビードッグ等)を目的とした練習・活動及び営利目的の利用はできません(城南島海浜公園主催のイベント「しつけ教室」等の催事は例外です)
 - (1) 犬の遊び道具は原則禁止しておりませんが、複数の利用者がいる場合及び週末など利用者の多い日はトラブル(誤飲他)の原因になりますので、お止めください。特に小さなボールなどは誤飲の原因となりますので、使用はお控えください。
 - (2) 人同士の遊具(キャッチボール・バトミントン・フリスビー等)及びレジャーシートの利用はすべて禁止です。
- 8. その他、利用についての注意及び禁止事項
 - (1) ドッグラン利用登録証の譲渡、貸借はできません。また、紛失した際は速やかに管理事務所に届け出てください。
 - (2) 水道の出しっぱなし、水遊びはできません。
 - (3) 退場の際は、排泄物やゴミが落ちてないか、遊具等の置き忘れがないか確認して、必ず持ち帰りください。
 - (4) ドックラン施設を損傷させたときは、直ちに管理事務所に申し出てください。損傷個所は原状回復をお願いすることもあります。
 - (5) 営利目的の利用や営業活動・布教活動・勧誘活動はできません。
 - (6) 無許可のテレビ・雑誌などの撮影や取材および個人の肖像権に抵触する撮影など。
- 9. 以下に該当する場合は、ご利用になれません
 - (1) 利用登録を行ってない犬。
 - (2) 法令等によって定められた犬監札・狂犬病予防接種済票を携帯していない犬。
 - (3) 当日、噛みつきなどのトラブルを起こした犬。
 - (4) 発情期の犬及び病気の犬。
 - (5) 闘犬及び猟犬目的の飼育した犬など、他の利用者に恐怖感を与える犬。
 - (6) 犬以外の動物。
 - ※管理上支障がある場合、係員の指示に従わない場合は利用をお断りする場合があります。

10. その他

- (1) 『しつけ教室』開催時には、一般の利用を制限させていただきます。
- (2)維持管理(草刈り等)・補修作業などのため、ドックランを閉鎖することがあります。また、緊急工事など管理運営上やむを得ない場合は、予告なしに閉鎖することがあります。
- (3) 大雨・強風等や災害発生時など管理者が危険と認めたときは、閉鎖することがあります。
- (4) 管理事務所で占用許可を行った撮影などをドックラン内で行う事もあります。皆様のご理解・ご協力をお願いします。
- 11. 利用規約は必要に応じて改定することがあります。

東京都立城南島海浜公園 公園管理事務所 指定管理者:アメニス海上南部地区グループ 〒143-0002 東京都大田区城南島4丁目2番2号 電話 03-3799-6402 (9時~16時30分) FAX 03-3799-6403

下記ドッグランで共通利用ができます。利用の際は**各ドックランの利用規約を順守**してください。

大井ふ頭中央海浜公園 「しおさいドッグラン」	品川区八潮4-1-19 (大井スポーツセンター)	辰巳の森海浜公園 「たつみの森ドッグラン」	江東区辰巳2-1-35 (公園管理事務所)
	03-3790-2378		03-5569-8672